

令和元年6月16日現在

機関番号：32682

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16770

研究課題名（和文）『出雲風土記解』の写本分析を中心とした『出雲国風土記』の研究

研究課題名（英文）Study of Izumo-no-Kuni-Fudoki:Focusing on the analysis of Izumo-Fudoki-Kai

研究代表者

伊藤 剣 (ITO, Ken)

明治大学・法学部・専任准教授

研究者番号：70453991

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：『出雲風土記解』写本の調査と検討を通し、『出雲国風土記』の研究を行った。『出雲風土記解』は広く読まれ、多くの写本が残されている。それらの中には、国学者たちの書き込みも残されているものもある。『出雲風土記解』は、近世期の『出雲国風土記』研究の在り様を伝える宝庫である。報告者は、そのような『出雲風土記解』写本中の国学者たちの言説を研究史上に位置付けつつ、『出雲国風土記』理解の深化を図り、5点の論文を公にした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で調査した写本の中には、学会内でも言及されることのないものが含まれる。また、調査の過程で、従来の説明に修正が求められる事柄もあることが判明した。さらに、執筆した論文では、来年（2020年）に成立から1300年を迎え、社会からも多くの注目を集めることが予想される『日本書紀』と『出雲国風土記』の関係を整理・公表した。以上の研究により、学術・社会両面にわたる貢献を図った。

研究成果の概要（英文）：I've studied about Izumo-No-Kuni-Fudoki by investigating and examining manuscripts of Izumo-Fudoki-Kai. Izumo-Fudoki-Kai was widely read and had left many manuscripts. Some Japanese classical scholars had written some notes in them. The manuscript of Izumo-Fudoki-Kai that is as a treasure house of a state in studying Izumo-No-Kuni-Fodoki. I presented papers about them in public, positioning the opinion of the professors of the Japanese classics had commented in the history of the theme.

研究分野：日本上代文学

キーワード：出雲風土記解 出雲国風土記 内山真龍

## 1. 研究開始当初の背景

本研究の対象となる『出雲国風土記』は、天平5年(733年)に完成した地誌で、出雲各地の地名の起源を記した神話や産物記事などで構成される。現在の『出雲国風土記』の研究では、書写年代が明記される中で最も古い細川家本(1597年)が底本とされ、これとは別系統の風土記本文を伝えるとされる『出雲風土記抄』(1683年)が校合本の中でも重視される状況にある。

このような中であって、報告者は『出雲風土記抄』の位置付けに疑問を持った。報告者が着目したのは、島根県の日御碕神社が所蔵し、細川家本と同系統に属する写本(1634年。尾張徳川家からの寄進。以下、日御碕本)である。日御碕本は、『出雲国風土記』本文の全体にわたって訓を施した最初のものだが、この写本には誤った本文理解に基づき傍訓や送り仮名(捨て仮名)が付された箇所もある。報告者は平成24・25年度に科研費(若手研究B)を取得し、日御碕本の誤訓に引きずられる形で風土記本文が改められていく現象が、『出雲風土記抄』を含む多くの写本に認められることを明らかにした。つまり、『出雲風土記抄』は日御碕本の流れを汲んでいることになる。細川家本や日御碕本と『出雲風土記抄』とを別系統とする通説は成り立ち難い。

『出雲国風土記』の研究では、写本間の関係を検討する際に、読み仮名や返り点などを除き白文化した部分に着目するのが一般的だ。報告者もこの方法の有効性に疑義を呈するつもりはない。ただし、日御碕本を定点とする写本の分析を通し、今後の『出雲国風土記』の研究では、捨て仮名など訓釈箇所をも含めた総体としての写本の姿を視野に入れる必要性を認識するに至った。

総体としての写本という観点で研究を進める際に見落とせないのが、頭注などの形で記される書き込みの存在である。頭注には、先人の研究成果や本文校訂に関わる校異情報が記される他、書き込み者の本文理解が如実に現れていることもある。このような頭注などが書写の際に書き継がれ、さらにそれに対する書写者の見解が書き加えられていく場合、書き込み者の本文理解がいかにして深められていったのかという言説空間を窺い知ることもできる。『出雲国風土記』関連の写本にあって、このような風土記本文以外の情報も提供し続けたものに、『出雲風土記解』がある。

『出雲風土記解』は、賀茂真淵門下の国学者である内山真龍が著した『出雲国風土記』の注釈書で、天明7年(1786年)に成立した(全3巻)。版本の形で世に出ることはなかったが、国学者たちの間で広く読まれ、多くの写本が遺されている。『出雲風土記解』は多くの校異情報を残し、さらにその学説は、千家俊信の校訂による板本『訂正出雲風土記』に数多く反映されていることが明らかになっている。このように、『出雲風土記解』は『出雲国風土記』の研究史上無視しえない存在である。

『出雲風土記解』そのものの価値に加え、報告者が注目したいのは、この注釈書が、伴信友や六人部是香など、国学者たちの書き込みも残す形で写され続けていることである。これら国学者たちが、『出雲国風土記』の理解にあたり『出雲風土記解』そのものからどれだけ影響を受けているのかは、これまで必ずしも十分な関心が払われてきたとはいえない状況である。内山も含めた様々な人物が生きた時代の言説空間や流布していた写本の状況を知ることができる点で、『出雲風土記解』の写本群は、近世期の『出雲国風土記』研究の在り様を伝える宝庫と言ってよい。

以上が『出雲国風土記』の研究にあたり、『出雲風土記解』に注目した背景である。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、学会内でも紹介されていないものも含めた『出雲風土記解』写本の調査を行い、研究史の見直しを図る点にあった。注釈書である『出雲風土記解』と、それへの書き込みを分析することで、近世期の『出雲国風土記』の研究の在り様の一端を確認することができる。また、国学者たちが書き込んだ情報は、学会内でも言及されないものが多い。本研究では、『出雲風土記解』写本に見られる国学者たちの言説を拾い上げ、彼らの軌跡を研究史上へ位置付けることをねらった。

この作業に並行して、『出雲国風土記』そのものの写本や、写本で伝わる関連文献の調査も行った。

以上を通し、『出雲国風土記』の理解を深化させ、この文献の性格の究明を目出したのが、本研究である。

## 3. 研究の方法

本研究は、『出雲風土記解』写本を所蔵する機関での調査や、その際に複写するなどして収集した資料の検討を中心に行った。『出雲風土記解』ばかりでなく、「2. 研究の目的」に記したように、『出雲国風土記』関連文献の調査もした。

国学者たちが『出雲風土記解』へ書き込みをした写本には、伴信友の書き込み状況、六人部是香の書き込みの有無などを基準とする複数の系統が存在する。そこで、まずは系統の異なる本居宣長記念館本・架蔵本の、頭注をはじめとする写本に記される全ての情報の文字起こしを

した。その後、両本の情報と調査対象の写本とをつき合わせていく方法をとった。本居宣長記念館本・架蔵本の2つを選んだのは、本研究開始前から、複写などを通して既に報告者の手許にあったという便宜上の理由による。

『出雲国風土記』を書写したり、『出雲風土記解』に書き込みを残したりした国学者は多数に上る。ただし、本研究では、とりわけ内山真龍・伴信友・六人部是香の3人の研究に注目することにした。内山真龍は『出雲風土記解』の著者、伴信友は『出雲風土記解』に膨大な書き込みを残した人物、六人部是香は『出雲風土記解』の掲げる風土記本文に対し豊富な校異情報を残した人物だからである。

#### 4. 研究成果

##### (1) 写本・影印調査

既に報告者の手許にあった、架蔵本をはじめとする『出雲風土記解』や、『出雲国風土記』写本の複写を再検討するなど、報告者は予算執行以前から本研究の準備を進めた。

予算執行後は、下記の機関に赴き、『出雲風土記解』及び『出雲国風土記』関連文献を調査した。

- ・大阪府立図書館
- ・九州大学附属図書館
- ・京都大学大学院文学研究科図書館
- ・宮内庁書陵部
- ・慶應義塾大学斯道文庫
- ・国立国会図書館東京本館
- ・島根県古代文化センター
- ・島根県立図書館
- ・神宮文庫
- ・静嘉堂文庫
- ・東京国立博物館
- ・東京大学附属図書館
- ・東北大学附属図書館
- ・浜松市立中央図書館
- ・名古屋市蓬左文庫
- ・名古屋市立鶴舞中央図書館
- ・西尾市岩瀬文庫
- ・和歌山県立図書館
- ・和歌山大学図書館

なお、本研究での調査を通し、『出雲風土記解』の流布状況をめぐっては、国学者上田百樹の果たした役割に注目しなければならないという見通しを得た。今後は、「3. 研究の方法」でも記した内山真龍・伴信友・六人部是香に加え、上田百樹の『出雲国風土記』研究も追究していく予定である。

##### (2) 論文

本研究に関係し、下記5点の論文を公にした。何れも写本の調査・分析で得られた知見をふまえて執筆したものである。以下、論文名とその要約を記す。

『出雲国風土記』の『日本書紀』受容態度 卷頭付近の記事を中心に

『出雲国風土記』は上下二巻構成で成立したと考えられる。上巻冒頭付近の記事では、出雲国がオホナムチを中心とした神の靈験あらたかな国として定位される。一方、下巻巻頭では、この神の鎮座する杵築大社（現出雲大社）の由緒が説かれる。これらの内容は、何れも『日本書紀』の一伝承を意識したものである。本論では、当国風土記が上下両巻の初めに足並みを揃えて『日本書紀』の世界観を敷衍し、その権威を持ち込むことで正当性を訴えている点を明らかにした。

「現伝『出雲国風土記』の成立をめぐって」

現伝『出雲国風土記』をめぐり、再撰されたものか否かが問題にされている。本論では、地名をめぐる木簡学の成果に学ぶなどし、再撰説を支持した。再撰にあたった最高責任者は、出雲国造出雲臣広嶋である。彼は、官修の史書『日本書紀』の神代で出雲がオホナムチの国とされている点を重視し、これに則り現伝『出雲国風土記』の神話をオホナムチ中心の世界に描き上げた。本論では、『日本書紀』成立後という時代に適応し、中央政府の呼吸に合わせる広嶋の姿を浮き彫りにした。

「日御碕本『出雲国風土記』の傍書憶断 日御碕本が作った風土記本文追考

『出雲国風土記』には、細川家本系と『出雲風土記抄』系という、系統を別にする写本

群が存在すると考えられている。こうした見解に対し、旧稿では誤読という視点から、細川家本系に属する日御碕本の振り仮名などに着目し、従来の系統論に異を唱えた。本論では、情報の誤認という観点から日御碕本の傍書をとりあげ、日御碕本を介さねば生まれえない箇所が『出雲風土記抄』にも認められることを確認することで、両者が深い関係を持つことを論じた。

「『出雲国風土記』とヤマタノヲロチ」

『出雲国風土記』には、『日本書紀』や『古事記』に記されるスサノヲのヤマタノヲロチ退治譚がない。この理由をめぐり、本論では当国風土記の神話世界の描かれ方を挙げた。当国風土記では、荒ぶる神の存在を認めない世界観が示されている。そのため、荒ぶるヲロチが登場する余地などはない。また、当国風土記では、オホナムチ中心主義がとられている。ヲロチ退治はスサノヲの存在感を強めかねない不都合なもので、風土記編者の方針に反するものなのであった。

「『出雲国風土記』と『日本書紀』」

『出雲国風土記』に記される話は、同時期に成った豊後・肥前両国風土記に比し、『日本書紀』との関係が希薄だとされている。しかし、『出雲国風土記』の中には、中央政府の編んだ『日本書紀』に見られる神話の存在を前提にしなければ説明できない話が見られるのも事実である。つまり、『出雲国風土記』は『日本書紀』の受容という観点から説明されねばならない文献なのである。本論は、『出雲国風土記』の編纂時に『日本書紀』の神話に基づき出雲国の歴史を編み直していった過程を検証したものである。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計5件)

伊藤 剣「『出雲国風土記』の『日本書紀』受容態度 卷頭付近の記事を中心に」、『上代文学』120号、上代文学会、査読有、2018、pp.63-76.

伊藤 剣「現伝『出雲国風土記』の成立をめぐって」、『国語と国文学』第94巻6号、明治書院、2017、査読有、pp.17-31.

伊藤 剣「日御碕本『出雲国風土記』の傍書憶断 日御碕本が作った風土記本文追考」、『古代研究』50号、早稲田古代研究会、査読無、2017、pp.26-31.

伊藤 剣「『出雲国風土記』とヤマタノヲロチ」、『明治大学教養論集』520号、明治大学教養論集刊行会、2016、査読無、pp.1-27.

伊藤 剣「『出雲国風土記』と『日本書紀』」、『明治大学教養論集』515号、明治大学教養論集刊行会、2016、査読無、pp.139-160. (予算執行開始の直前に公にされたものであるが、申請後の準備過程で執筆したもので、本研究に欠かせない論である)

〔学会発表〕(計1件)

伊藤 剣「『出雲国風土記』巻頭付近の記事をめぐって」、『平成29年度古事記学会11月例会』、2017、於・早稲田大学(東京)

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：伊藤 剣

ローマ字氏名：ITO Ken

所属研究機関名：明治大学

部局名：法学部

職名：准教授

研究者番号(8桁)：70453991

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。